

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による 修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和3年8月31日
文部科学省

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和4年3月31日とする。

（私立短期大学）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
佐久大学信州短期大学部	長野県佐久市岩村田2384	学校法人佐久学園	長野県佐久市岩村田2384	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による
修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて
（地方公共団体分）

令和3年8月31日

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を機関要件確認者（各地方公共団体）が取り消したものである。

この取消しの効力発生日は、令和4年3月31日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
北海道柔道整復専門学校	北海道札幌市中央区大通西18丁目1-15	公益社団法人北海道柔道整復師会	札幌市中央区大通西18丁目1-15	法第15条第1項第一号
東京誠心調理師専門学校	東京都大田区蒲田3-21-4	学校法人誠心学園	東京都大田区蒲田3-21-4	法第15条第1項第一号
横浜医療専門学校	神奈川県横浜市神奈川区金港町9-12	学校法人平成医療学園	大阪府大阪市北区豊崎7-7-17	法第15条第1項第一号
富山クリエイティブ専門学校	富山県富山市牛島新町2-3	学校法人片山学園	富山県富山市東黒牧10番地	法第15条第1項第一号
名古屋平成看護医療専門学校	愛知県名古屋市千種区今池1丁目5-31	学校法人平成医療学園	大阪府大阪市北区豊崎7-7-17	法第15条第1項第一号
大阪国際福祉専門学校	大阪府大阪市天王寺区夕陽丘町3-10	学校法人夕陽丘学院	大阪市天王寺区堀越町4-31	法第15条第1項第一号
こころ医療福祉専門学校 岐阜校	長崎県壱岐市勝本町布気触818番68	社会福祉法人壱心会	長崎県長崎市上銭座町11番8号	法第15条第1項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）